

内閣参質二二〇第四号

令和八年二月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員奥田ふみよ君提出「外国からの不当な干渉」に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員奥田ふみよ君提出「外国からの不当な干渉」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「外国代理人の登録制度」については、令和八年一月二十一日の記者会見において、木原内閣官房長官が「我が国が置かれています戦後最も複雑な安全保障環境を踏まえますと、外国からの不当な干渉を防止する意義は極めて大きく、我が国の国益や、また、国民の安全・安心を守るため、政府として様々な分野における外国の機関等による諸工作に対し、厳正に対処しなければならぬと考えております。

また、こうした認識の下、連立合意書にあります、「インテリジェンス・スパイ防止関連法制」について与党と緊密に連携しながら、課題や論点等の検討を開始しているところであります。」と述べたとおりである。なお、ここでいう「インテリジェンス・スパイ防止関連法制」については、「連立合意書」において、「外国代理人登録法」が含まれていると承知している。

三について

特定の国が行う御指摘の「干渉」に関わる事柄に対する政府の見解については、これを明らかにすることにより、政府の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

他国が作成したとされる資料を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

五について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。